

平成26年度第2回

新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成26年11月11日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会議事録

平成26年11月11日（火）

午前10時30分～午前11時14分

戸塚地域センター5階 会議室1

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 その他

連絡事項など

4 閉 会

○配付資料一覧

資料1 保護樹木等の指定及び解除について

資料2 新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿

参 考 新宿区みどりの推進審議会小委員会について

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

小委員会委員 7名

委員長 熊 谷 洋 一 委 員 輿 水 肇

委 員 武 山 昭 英 委 員 黒 森 昭 夫

委 員 渡 辺 芳 子 委 員 越 野 明 子

委 員 椎 名 豊 勝

◎はじめに

みどり公園課長 定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日開催する小委員会でございますが、新宿区みどりの条例第28条の2の規定に基づき設けられております。審議事項は、保護樹木等の指定・解除及びみどり公園基金の処分に関することでございます。これらの審議事項につきまして、迅速な判断が必要でかつ早急にみどりの推進審議会を開催することが困難な場合に開催をいたします。委員は、みどりの推進審議会のうち会長が指名する8人以内で組織され、委員の過半数の出席により成立いたします。

今回は、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと考えております。

また、本日は現時点では傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、午前11時30分までには終了したいと考えております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日、会議室の関係でなかなかとれなくてこういう狭い部屋で、大変申しわけありません。マイクを使わなくても十分声は聞こえますので、どうぞ肉声のままでよろしくお願いいたします。

では、これより議事進行を委員長にお任せしたいと思います。

熊谷委員長、よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷委員長 かしこまりました。

おはようございます。早速でございますけれども、それでは平成26年度第2回新宿区みどりの推進審議会小委員会を開催いたします。

最初に、本日の出席状況について事務局より報告をお願いいたします。

みどり公園課長 本日の出席状況について御報告をいたします。

現在、池邊委員がお見えになっていませんが、本日は8名中7名の出席でございますので、成立しておりますことを御報告いたします。

以上でございます。

熊谷委員長 では、本日の資料について説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の資料について御説明をいたします。お手元の資料を御確認願います。

まず、議事次第。それから、資料1としまして、保護樹木等の指定及び解除について。資料2といたしまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会委員名簿でございます。

それから、参考といたしまして、新宿区みどりの推進審議会小委員会についてという経過ですね。それから、参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則、保護樹木の部分を抜粋したものでございます。次に、参考といたしまして、新宿区みどりの基本計画、冊子になっているものですね。こちらでございます。それから、新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）、こちらは青い冊子でございます。

資料は、以上でございます。

本日、参考資料といたしまして、新宿区公園児童遊園マップというものを皆様にお配りしてございます。先月、作成したものですけれども、以前も同じようなものをつくってございましたが、バージョンアップと申しますか、リニューアルさせていただきまして、より見やすく、公園の紹介なども裏面に記載してございますので、どうぞお持ち帰りいただいて御覧いただければと思います。

以上でございます。

もし資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

熊谷委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷委員長 それでは、議事次第に従いまして議事を始めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除の1件になります。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、保護樹木等の指定及び解除について、資料1に基づき、担当職員

より映像を交えて、御説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、室内の明かりを消させていただきます。

事務局 事務局の相浦です。よろしくお願いいたします。

それでは、平成26年9月2日から11月11日までに民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

保護樹木は、指定同意件数は1件、指定本数は1本です。指定解除届け出件数は1件、解除本数は2本です。保護樹林、保護生垣は、指定・解除ともに案件はございません。

最初に、保護樹木の指定・解除について御説明いたします。

対象樹木は、払方町にあります一般住宅の庭に生育しているコブシとモミジです。指定年度は、コブシが平成7年度、モミジが平成24年度です。幹回りは、それぞれコブシが1.48メートル、モミジが1.55メートルです。すみません、皆様にお配りしている資料にはモミジの指定年度が平成25年度となっております。申しわけありませんが、平成24年度に訂正をお願いいたします。

では、御説明します。場所はこちらです。

住宅内の庭に生育しているコブシです。指定年度は平成7年度で、幹回り1.48メートル、高さが7.6メートルです。強剪定されており、枯れ枝にキノコの子実体が出ていました。太枝がなく、幹から直接小枝が発生しており樹勢も衰えています。

続いて、モミジです。こちらは、指定年度が平成24年度で、幹回り1.55メートル、高さが10メートルです。コブシより西側に生育しています。剪定が行われていないため枝が込んでいますが、樹勢は良好です。去年の1月指定とあって、状況は余り変わりありません。解除理由について御説明いたします。

所有者が御高齢のため、土地の整理をする必要が生じたとのことでした。モミジだけでも残せないかお願いしたんですけれども、整理の関係上、樹木の存続はできないとのことでした。樹木の大きさから、移植先や搬入出経路の確保が難しいため移植もできない状況です。

以上の結果、解除申出書が提出されました。

保護樹林については、指定・解除案件はございません。

保護生垣についても指定・解除案件はございません。

続きまして、保護樹木等の指定同意の届け出があった案件について、御説明します。

保護樹木は、樹木が健全でかつ美観のすぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象としております。

対象樹木は、新宿7丁目の一般住宅の庭に生育しているソメイヨシノです。幹回りが2.14メートルです。場所はこちらですね。

庭の北西側に生育しているソメイヨシノです。幹回りが2.14メートル、高さが8.7メートルです。2年に1度、造園業者に剪定してもらっているそうで、枝がコンパクトにまとまっている状況です。庭が広く、生育場所もよいため、区内の桜では珍しく四方に根が張れているような状態です。ベッコウダケが出ているんですけども、成長による幹割れが見られ生育旺盛で葉の茂りもよいです。今まで落葉でトラブルになったことはないとのことで、周りの住人も開花を楽しみにしているということでした。

保護樹木の指定案件はございません。また、保護生垣の指定案件もございません。

指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。

なお、本日御説明いたしました、保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公有地と私有地をあわせ、保護樹木の件数は変わらず、本数が1本減りまして272件、1,081本となります。樹林・生垣はともに変更ございません。

以上で説明を終わります。署名をお願いします。

みどり公園課長 以上で説明は終わりましたが、本日の小委員会の開催に際しまして、事前に全ての審議会委員の皆様にご意見を伺いましたが、今回は特に御意見はいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

以上、事務局より説明を申し上げましたが、何か御質問なり御意見があれば、お受けしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1つあれですけども、保護樹木の1の2のモミジは去年指定して、ことし解除というのは、指定されるときにもいろいろこちらでお願いに上がったりして、それから住民の方にも、所有者の方にも御理解いただいて、所有者の同意というか、御理解のもとにしているので、何か1年足らずでこういうふうに解除というのは、私がもし所有者だとしたら非常に所有者自身としても何となく割り切れないというか。特に特別な事情がございましてか。もし皆さんに御紹介していい範囲だったら、御紹介いただければと思いますが。

みどりの係長 みどりの係長が答えます。

熊谷委員長 はい、どうぞ。

みどりの係長 実は、確かに24年に指定されたときは、その所有者の方も御健康であったとい

うことになります。実はちょっと、1年足らずではございますけれども、所有者の方がやはり体調的などころで、いろいろな御事情で、この管理は土地を含めてなかなか継続が難しいという、かなり御事情もございましてということで、それまでは引き続きということでお願いはしたんですけれども、御事情がかなりございまして、それで今回はやむを得ずということで解除のほうを受けた次第でございます。

熊谷委員長 ということで。椎名委員、お願いいたします。

椎名委員 解除の払方町の、この家は2件だけ保護樹木ですか。

事務局 そうです、2本だけです。

椎名委員 写真を見たときに小口のほうは大分剪定しているんですけども、いいのをほとんど剪定していないですね。わからないと思いますけれども、何ですかね。わかりませんか。わからないでしょうね。

熊谷委員長 寸胴切りみたいでしょう、上。

事務局 寸胴切りですね。

椎名委員 あれ、2本立ちだったんですか。

事務局 3本立ちですね。奥のほうに細いのが見えているので、全部で3本で。

椎名委員 2本は途中からばっさりでしたか。

事務局 そうですね、2本はばっさり切っておりますね。

椎名委員 たしかモミジは去年ぐらいですか、指定したときは随分いいモミジだと思いましたがけれどもね。

事務局 そうですね。モミジはこのような感じで、剪定も全然されていないんですけども、自然樹形で、かなり大木ですし、いいものなんですけれども。

熊谷委員長 これは、モミジは1本ですか。裏に何か。

事務局 モミジ1本ですね。

熊谷委員長 何か左側奥にケヤキみたいのがあるようにも見える。違うのかな。モミジ1本。

事務局 モミジ1本ですね。そうですね。

渡辺委員 この指定してほしいというとき、こちらさん、多分、私たちの委員会でオーケー出したんですよ。そのときに御自分で申請なさったのだったのでしょうか。御近所、こちらからお願いしたのですか。

熊谷委員長 その辺の事情はわかりますか。指定時の。

みどり公園課長 すみません、記憶の範囲であれなんですけれども、こちらは、余りこのあた

りに指定樹木がないということで、かなり区のほうから営業といたしますか、お願いに上がって、樹木なので、ぜひ指定させてほしいということでお願いして、申請自体は、その仕組み的には所有者の方から申請をいただくという形はとりますけれども、区のほうから働きかけたというところが強いのかなと考えています。

渡辺委員 その間、大事に育ててくれていたのはよしとしても、先生がおっしゃったように、いかにも早過ぎますよね。何か短期間ですね。だから、お願いするときも、何かその持ち主さんが御高齢とかいうときは、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

黒森委員 ちょっとよろしいですか。私、コブシなんですけれども、素人目に見ても余りこれは見栄えのいい木に見えないんですけれども、これは例えば幹回りとか規程に合っていれば、指定のとき、これはオーケー出すわけですか。幾ら見た目がよくなくても。

熊谷委員長 これは、指定するこの審議会の責任なんですけれども。担当の方に見ていただいて、健全度とか、それから周りの状況で全部見ていただいて、それからここへ出てきて、ここで皆さんで審議をしていただいて決めていただくので。ただ、申請が上がったのはめくら判でということではありません。

黒森委員 19年前は、もうちょっとよかったんでしょうけれども、今現時点では美的感覚がないですよ。

熊谷委員長 ですから、その辺ちょっと定かでないんですけれども、私はさっき寸胴切りと申し上げたけれども、例えば、これは株立ちなのか、ちょっと下のほうがよくわからないんですけれども、3本で、株じゃなくてだとしたら、その寸胴切りしてあるほうは指定しないで手前だけかなという気もするんですけれども、株がでかくなったりすると全て1本と見ますので、ですから指定、これは平成7年ですから、19年ですから、多分、指定したその後に切ったという可能性はあるんじゃないかと思うんですね。ですから、それは指定したときに多分、御質問あったように、この状態で今、指定にかかってきたら、いろんな御質問が出て。

事務局 平成7年なので、そのときは担当員がいないんです。

熊谷委員長 うん、ないだろうね。はい、どうぞ、椎名委員。

椎名委員 だから、指定当時のその要件というか、備考か何かにかこういのは書いてないんですか。先ほど委員長がおっしゃったように、例えば3本立ちであって、それで合計するところの数字になるとかね。合計して7掛けの数字だとか、そういうのは書いてないですか。

事務局 合計して7掛けの数字です。

椎名委員 何本してるんですか、そうすると。それは書いてないですか。

事務局 そうですね。

椎名委員 逆に言うと、指定時のこういうものの形態というのは、きちっと、どこどこを指定して、どういう条件で指定したというのが記録上きつと必要なんです。今恐らく疑問に答えることだと思います、それがね。これは、でも、そんなに古い剪定じゃないんですよ。若干、葉っぱが出ているくらいですから、今から3年とか5年以内ですよ。

熊谷委員長 19年前はこういう状況じゃなかったと思うんです。

椎名委員 じゃないと思いますね、ええ。すごくコブシとしてはいい木ですね。都心にあっては珍しくいい木ですから、すばらしい木だったと思いますけれどもね。何かのぐあいで切らざるを得なかったんでしょうね。もうちょっと区役所とこうレンダンがとれれば、もうちょっとやり方が何かあったんじゃないかと思いますね。我々から見ると、ちょっと素人が切ったような感じがしますので、もう少し何かきちんとした切り方で、例えば、スペースで邪魔になったというなら、それを小さくすればいいわけですから、こういうやり方じゃなくて、毎年ちゃんと花が咲くように。これじゃ、もう、花はしばらく咲かない。切った枝のところは咲かないですよ。だから、もうちょっとやり方があるんじゃないかと思いますね。逆に言うと、課題かもしれませんね。こういう健全に保つという意味では、指定はしたけれども、ただ太いだけならいいんだよというんじゃないで、やっぱりコブシならコブシの花が咲くような管理の仕方を逆に言うとサジェストできるような。ちょっと寿命だと、持ち主が困ってやったと思うんですよ。困ってやったんだから、そのときに区に、こういうことをやりたいんだけれども、どうしたらいいかという相談ができるような何かアフターケアの仕組みですかね。そういうものが、これから読めますね。恐らく相当困っていたと思いますよ、高くなり過ぎたとか、いろいろで困っていたと思いますね。

ただ、我々業界から言うと、植木はちょっとだらしがないですね。これはちゃんとお金を取ってやったんでしょうから、そういう点ではちょっとだらしがないかなという気がしますけれどもね。

越野委員 今回の話で言うと、理由等を考えて解除はやむなしと思うんですけれども、以前に何か古い指定樹木を見て回るといようなことを言われた場合、こういう写真を見てしまうと、いや、これは解除じゃないのというような思いにもなってしまうんですけれども、ですから、見て回ってどうするかといのも何か少し議論にのせていただくような方がいいのかなというふうに、これを拝見させていただいて思いました。

渡辺委員 もしも、こういう切ったりしたいと思ったときに、役所に相談した場合、役所の方

がそれにすぐ行って対応できるような体制というか、人的な数、そういうのはおありなんですか。

熊谷委員長 じゃ、課長、お願いします。

みどり公園課長 私ども、保護樹木に限らず、いろんな所有者の方から樹木に関する御相談を受けた際に、現地を見て確認する必要があるれば、すぐに職員が行ける体制になってございまして、まして保護樹木ということであれば、直ちに現地を見ていろいろなアドバイスをすることはできる体制は整えてございます。

渡辺委員 それでしたら、やはり指定するときに必ずその署名したものをお渡しして、何かのときはこちらに御連絡というのを言ったほうがいいんじゃないですか。

熊谷委員長 調査は、毎年やられているんですか。それは毎年やるわけ。

みどり公園課長 いろいろ御質問というか御意見があるので、総合的にお話ししますと、コブシに関しましては、その指定時どうだったかということになります。その指定基準の中に美観上とか、そういうことも含まれておりますので、恐らく当時はもっとちゃんとした樹形だったのかなというふうに思っております。いろいろ委員の皆様から御意見がありますように、維持管理をしていく上で、どういう、所有者の方とコミュニケーションを図りながらやっていくかというのは、まさに私どものそこは課題かなというふうに思っています、そういった意味で、前回の審議会、本会の方に樹木調査をやっていきますというふうなお話をさせていただいて、その中で現在の状況を、樹木の状況も調べますし、所有者の方と色々なコミュニケーションをとるということも可能かなということで、今年度は試行という形でやっておりますけれども、順次、今、進めているところでございます。次の委員会には大体のことは御報告ができるかなと思っております。私どもは補助金のやりとりですとか、あと保護樹マップ通信というのも昨年度から始めていまして、今年度も間もなく発行する予定です。そういった中で、いろんな保護樹木の維持管理に関する御相談とか、いつでもお受けできますよといったアナウンスさせていただきながら、そういう保護樹木の現況調査も含めまして、どういった方法でやればうまく事が運ぶのかなということは、引き続き考えていきたいと考えております。

熊谷委員長 毎年、補助金を出しますよね。前に伺ったときは、その補助金を毎年出すために簡単なアンケートだか質問票だか、何かをあれして、何か住民の方の意見があればそこに書いてもらって、それから毎年渡しているというふうには前伺ったんですけれども、今、課長が説明された、もう少し本格的な調査を今かけだしているということ。

みどり公園課長　そうです。補助金のかきの調査はこちらがアンケートのようなものを送って、それに一定のことを書いていただいて、返していただくというような、特に現地を見たりということはないものですから、そうじゃなくて、直接その木を職員が見に行き、所有者とお話をして維持管理上の問題点等を把握していこうといったことをやっているという、始めたということでございます。

熊谷委員長　一応この条例というか、規則の施行のほうには書いてあるんだよね。所有者がちゃんと保護樹木を変更するときには届け出ろとね。保護樹木等変更等届出書というのが第5号様式というのがあって、これを区長に提出せねばならないということがあるので、かたく言えば、これを出したときに変更というふうに所有者のほうを考えれば、その時点を出してこなくちゃならないんだろうけれども、多分、所有者の人は変更というのは解除を変更にぐらいに思っているんじゃないかと思って、こういう伐採したりなんかするのは一応ここには書いてあるんだけど、なかなかそこまで、こういう規則とか何というのは一般の方はほとんどお読みにならないし、読んでもおわかりにならないし、専門の人でも読むのは嫌だしという感じだから、やっぱり肝心なところは何かでコミュニケーションをとらないといけないかもしれないね。

コブシは、あれは白くて、春先、本当に最初のほうで咲くいい花ですよ。

ほかに何か御質問ございますか。副会長、どうぞ。

興水委員　椎名委員が言われたように、ちゃんとした業者ならば、こんな剪定の仕方、しなかったはずですよ。樹木に対する愛情があると、保護樹木であるということを知っていた場合には、こんな切り方はしないと思うんですよ。やっぱり樹形はできるだけ乱さないよというように配慮するから。その配慮が全く見られないのがちょっと気になるんですよ。ですから、今1,000本指定されていますから、それについて全部点検して、どうしたらいいかと、これは無理だと思うんですよ。初めから無理だと言っちゃいけないんですけども。ですから、これから指定するものについては、少しずつ出てくると思うんですけども、そのときに、もし保護樹木が大きくなって困った場合にはぜひ相談してくださいというふうに、そしていい業者さんを、区から紹介することはできないと思うんです、やっぱりお金の問題ですから、どこかにワンクッション置いて、そういう、コウセイサギョウシャでぶつ切りしたような、そういう業者じゃなくて、ちゃんとしたところで、ちゃんと剪定してもらいように、ぜひ区に御相談くださいとか、できるだけそういうふうにして、この樹形が維持できるようにできるだけ配慮したほうがいいんじゃないでしょうか。今、太さだけで

指定していますけれども、やっぱり樹形が1つの要素になっているわけですから、何かそういう、ぜひ区にも相談して、できるだけその保護樹木がいい状態で維持できるようにしたいということもあわせて、これから所有者の方に同意してもらおう。特に配慮したほうがいい。そうですね、これから、という印象ですけれども、そんな感想を持ちました。

熊谷委員長 そうですね。多分、担当の区の職員の方々は、そんなふうを考えられておられると思うけれども、日常の業務で、わあっと忙しいから、こちらのほうからというわけにはいかないんで、できるだけ所有者のほうから区のほうに相談できるように今、副会長の言われたとおり、何かそういう道をつけておけばよろしいんじゃないかと思えますし、通常、これは上に電線があるとか電話線に引っかかるというと、しようがなくて、それとか警察の道路標識が見えないとかというと、こういうことをするんですけれども、これは空がちゃんとあいているのに、こういうふうにつつんとやるのは、なかなか度胸がいいというか、すさまじいあれを感じますけれども、だから、あんなところ……

はい、どうぞ。

椎名委員 ちょっといいですか。これを見られた方にちょっとお伺いしたいんですけれども、今この左側の写真を見ると、切ったところが丸印つけてあって、一番高い切ったところの位置のところに、その下のところに葉っぱが出ているようなあれがありますね。あれは、後から萌芽したような感じですかね。前からの枝じゃなさそうなんですよね。上を切ったから下がしようがなくて出たという感じなんですかね。こういうふうに切ると大概あそこの丸印のところから腐朽が始まって、ずっと下に腐朽が進んでいって、あの枝はきっとだめになっちゃうんですね。木の樹形自体を損ねちゃうんですね。だから、余りよくないというのはそのことなんですけれどもね。生理的によくないということなんです。美観的にもよくないですけれども、生理的にもよくない。要するに、木のためにもよくないということなんです。恐らく下の一番高い、2つぐらい下にもやもやと2カ所ぐらい出てるんですけれども、あれは上を切ったから下が出てきたのか、そこら辺ちょっと確認したかったんですけれどもね。そんな感じもしますね。

武山委員 感想なんですけれども、特にこの牛込地域というのは昔から住んでいる方が多くて、2世帯住宅、2世帯で住んでいる方が少ないですね。若い方はもうちょっと便のいい、ここ払方町でしたら、もうちょっとお堀のそばとか飯田橋の駅のところに行って、お父さんがここに住んでおられると。相当、多分御高齢で病院に入っちゃうと、相続の関係で多分売り払ってしまうというような形なんですかね。新宿なら相続税も当然、地価も高いので、これか

ら指定するところは、今まではお持ちの方が木が育ってきて指定になるけれども、新たにこれだけの庭を持って木を植えようなんていう方は多分お見えにならないと思うのでね。それと、あと、ほとんど減っていくのは相続の関係で、息子さんが住んでいれば引き継がれますけれども、多分、息子さんたちが古い家じゃなくて、もっと便のいいところに住まれると、もう自分の家はあるわけですから、お父さんの家は処分という形がふえてくるのかなという感じがちょっとしますね。

感想だけですが。

熊谷委員長 ありがとうございます。

椎名委員 今のお話は、やっぱり、そういう何か社会的な構造のメカニズムみたいなものがあるって、やっぱり木がどうなっていくかというのはあるかもしれませんね。そういうことは念頭に置いたほうがいいかもしれませんね。確かに。

黒森委員 よろしいですか。今、このコブシは、この時点で幹回りとかもう基準を達しているということで、申請があった場合、これを認めるんですかね。認めざるを得ないんですか。もし所有者から保護樹木に申請があった場合、見た目が悪いということで断れないわけですよ。切り方が悪いとか。

椎名委員 私がもしこれを見て審査しろと言われたときには、これだけ切つてありますと、さっきお話ししましたように、あの太く切ったところから腐朽がずっと進んでいくんですよ。それは何年間にわたって進むんです。ですから、今の状態で見ないで、あと例えば5年とか先を見て、その時点で判断しましょうという意見を述べさせていただこうと思いますね。もしこれがおっしゃるように申請があったらですね。そういう考えは、ちょっと意見として言わせていただこうかなと思います。

熊谷委員長 それと、多分、審議会に上がる前に担当の方が、それから区にはちゃんとした樹木医さんもおられるし、専門のその方がおられるんで、これが申請にもし出てきたら、多分その時点でちょっとそのいい意味での苦言を申し上げて、大きさは大きさだけれども、ちょっと樹形とか、それから管理がというふうに多分言われると思うんですね。でも、いや、そういっても、どうしても保護樹木にしたいと、所有者の方がどうしても上げると、申請したいと言うのを、そこまでは多分できないので、その場合はここに上がってきて、ここで審議の結果お答えすると。こんなあれですので、すっところこういう木が通るとはちょっと思いませんけれども。

今まで私も大分、20年近くやっていますけれども、現実には、こういうような例は上がっ

てきてはいません。やっぱり樹形もしっかりしているし。ただ、周りからちょっと立て込んでいるところに立派な木がすつとあるという例はあるので、それは大変だなとは思いますが、管理をしていただければということで。あとは、武山委員が言われたように解除のほうは大体が相続、土地の細分化それから増築ですか、そういうことで伐採をしたいというのがほとんどでいらっしゃいますね。これはだから、御専門の方がいらっしゃると思いますが、土地の売買に絡んで更地にしなきゃいけないという変な、あるんですね。昔の古い時代の、そういう感覚が日本全国にあって、今このぐらい、みどりの価値が上がってきた時代に合わない。むしろ立派な木があったら、その売買のときにプラスの価値をつけて、坪単価を上げて取引でもするように変えていただかないと、なかなかうまくいかないですけれども。

どんな立派な木でもばっさり切って、そうしないと買う方が買わないと、売るほうは売れないということで。不動産屋なんかでも、心ある方にはできるだけ、それから所有者の方にも樹木をそのまま引き継いでいただくような土地の売買をしてくださいというお願いをすることがあるんですけれども、なかなか。だから、さっき椎名委員が言われたように、社会の仕組み自体がちょっと、昔のどンドン森を切って住宅にしようという時代のままの開発形態のあれですので、ちょっと合わないと言え合なくなっているような気がいたします。

どうぞ、副会長。

輿水委員 規制をするというのは今の時代そぐわないんですけれども、保護樹木を剪定するときには区に登録されたリストがあって、この業者に頼んでくださいとか、そういう人じゃないと剪定できないとか、そのくらい強い規制をしないきゃいけないかなということにはよぎるんです、頭の中に。それは銭だけじゃないので、とてもできないですけれども、でも、この木を見たら、これは植木屋さんが切った木ではないですよ。これは何か建築屋さんとか、そういう機械を持っている人がブスッとチェーンソーで切ったような感じがするんで、やっぱり保護樹木の管理はそれなりの技術とそれなりの心構えを持った方にお願いすると。それだけの配慮ができる人じゃないとまずいぞというぐらいのことは、やっぱり区から何らかの形で示せないかなというふうに思うんですね。そうしないと、これから、こういうことがどんどん起きますよね。

越野委員 建築ですと、特に今、耐震なんかはやられているんですけれども、やっぱり区と連携して登録、耐震の推進をするためにという登録で、当然それで、その事業者さんをお願いすると補助金も出るんですけれども、それは必須じゃなくて、自分の知り合いの方にお頼み

してもいいわけですし、絶対ここよということであれば、かえっていい事業者さんでその勉強会とかもやっていらっしゃる事業者さんというのはある程度利用者というか、保護樹を持っていらっしゃる方からしても何か紹介して下さるほうが安心だし、そうであったほうがいいなと思います。

渡辺委員 本当、実際問題として、何か狭い庭で、いい植木屋さんをお願いすると、すごいんですよね。でも、手軽なところでシルバーさんとか、ちょこちょこやってもらっちゃうと、ばさばさです。だから、ちょっと、やっぱり維持費というのが結構大変なんだと思います。

熊谷委員長 そうですよ。だから、その辺が副会長、ちょっと微妙なところで。

輿水委員 検討課題ですね、これはね。ぜひ、よろしくお願いします。

熊谷委員長 検討課題ですね。

みどり公園課長 今も仕組みとしてやっているわけじゃないんですけれども、造園業者がわからないので紹介してくださいといったお申し出があれば、区がよく仕事をしているような業者を紹介したりということは今もやっております。なかなかそれをここじゃないとだめというのは難しいかもしれませんが、今後の検討課題として考えていきたいと思っています。

渡辺委員 せめて今指定してある木を、これからどうそのまま育てていただくかということも何か大事なことかなと思って。

熊谷委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を伺いまして、この解除に関する意見については、小委員会の委員の方々から同意をするというふうにさせていただきたいと思っています。

椎名委員 その前に1ついいですか。この指定する木ですけれども、指定のほうで、その次の写真です。ベッコウダケが出ているというお話がありますね。急にはいきませんが、ベッコウダケの場合ですと、根が腐朽しますので、サルノコシカケなんかだと幹の腐朽なんです。幹が腐ってしまっていて、幹のどこから折れるんです、倒れるんです。ベッコウダケは根を腐らせるキノコなんです。ですから、上が健全でも、根から倒れる。新宿の例ですと迎賓館のユリノキ並木、あそこで結構しているんです。ですから、恐らくそんなにいっぱいまだ出ていないと思いますし、幹回りも大きいですし、成長根も、幹割れと書いてありますが、恐らく成長根だと思いますので元気な感じですので、ですから、これはちょっと監視しながら、指定した場合にはやっぱり監視しながらしたほうがいいですね。ずっと周り、根の周りをずっと回ることがありますのでね。すぐにはどうという話ではないんですよ。

もう一つは、いつごろから出てきたか持ち主の方が知っていれば、それを聞いておいたほ

うがいいですね。ただ、興味のある人は覚えているけれども、興味のない人はそんなにあれじゃないですけども、もしうちの方がキノコが出たのは何年ぐらい前かわかるんだったら、それをちょっとしておいたほうがいいですね。やっぱり、その年数というのはちょっと問題ですのでね。一概に何年でだめだという話ではないですけどもね。そういうことです。

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、その保護樹木のほうに対しては、何か御意見なり御質問ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、保護樹木1件、それから保護樹木の解除2本、1件2本についてお認めをいただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

◎その他

熊谷委員長 その他に何か連絡事項等あれば。

みどり公園課長 では、事務局です。連絡事項でございます。次回のみどりの推進審議会ですが、来年1月下旬から2月上旬を予定してございます。

委員の皆様には改めて文書でお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

◎閉会

熊谷委員長 それでは、以上をもちまして本日の小委員会を終了とさせていただきます。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

午前11時14分閉会